

【訪問看護療養費・家族訪問看護療養費の詳細】

(令和6年3月1日時点)

■訪問看護とは

医師が在宅で、療養上の世話や診療の補助が必要であると認めた場合、訪問看護ステーションから派遣された看護師、保健師、理学療法士、作業療法士などが看護・介護・リハビリテーションなどを行います。

訪問看護ステーションからサービスを受けた場合、かかった費用の3割（基本利用料）を自己負担し、残りの7割は訪問看護療養費として支給されます。

■対象者

難病患者の方や重度障害者の方、末期がんの方が居宅で緩和ケアを受けるなどにより、居宅で看護師などの療養上の世話や診療の補助を必要とすると医師が認めた方

■基本利用料

基本利用料は、患者さんが直接訪問看護ステーションに支払います。

交通費・おむつ代などの実費や特別サービス（営業時間外の対応等）を希望した場合には、特別料金を支払います。

年齢区分	所得区分	自己負担割合
小学校入学前	—	2割
小学校入学後～70歳未満	—	3割
70歳以上	一般	2割
	現役並み	3割
75歳以上	一般	1割
	一定以上所得	2割
	現役並み所得者	3割

基本利用料は、高額療養費の対象となります。

参考：全国健康保険協会ホームページ